



12月定例会 12月1日～20日

主な内容

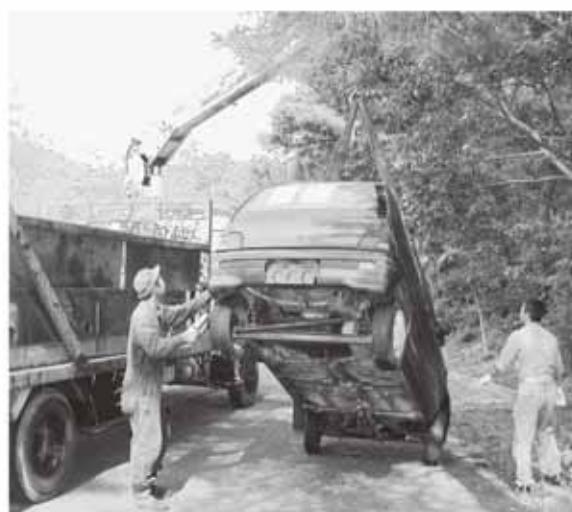
- 本会議のあらまし……………2
- 質疑……………3~4
- 一般質問……………5~12
- 意見書……………8~10
- 陳情結果……………12~13
- 一般・各特別会計決算……………13~14
- 水道事業会計決算……………14
- 委員会審査状況……………14~15
- 審議した議案とその結果……………16



議会だよりは資源保護のため、
再生紙を使用しています。

が、どの程度の期限なのか。
また罰金を三十万円としているが、なぜ三十万円なのか。

車両を放置するまでの期間は、
数ヶ月か



長期間放置された自動車は撤去処分されます

中讀広域事務組合での対応は、主に市外に住所のある滞納者を移管し、滞納整理を進めている。雇用形態は、平成十五年度か

要であるが、嘱託員に徴収業務を任せていよいのか。

企画財政部長 平成十五年度の件数と収納金額は、九百四十五件、約千六百十六万円、平成十六年度は千百五十四件で約千六百五十四万円、平成十七年度上半期が、七百八十三件、約千百萬円である。

中讀広域事務組合での対応は、主に市外に住所のある滞納者を移管し、滞納整理を進めている。雇用形態は、平成十五年度か

ら現在の二名を継続して、年度ごとに委嘱しており、一年契約である。

質 疑

質問者・項目

横川重行

①国民健康保険特別会計補正予算②一般会計補正予算（職員時間外手当、臨時職員社会保険料）

中谷真裕美

①国民健康保険税条例の一部改正②指定管理者の指定

三木まり

①一般会計補正予算（債務負担行為補正）②個人情報保護条例の一部改正③国民健康保険税条例の一部改正④火災予防条例の一部改正

放置自動車の 処理について

倉本議員 放置自動車の処理に関する条例の定義で相当の期間とはどれくらいの期間なのか。

また第六条に所有者等に知らせるとあるが、所有者等とは持主以外だれのことを指すのか。

期間は、
期間とは、

能な状態の
車が使用可

持ち主がわからなければ罰金

となると平等性に欠けないのか。
どのように
なると平等性に欠けないのか。

日以上の周知期間を設けている。
罰金は三十万円以下としてい

るが、既に条例を制定している

課徴収業務は守秘義務などが重要であるが、嘱託員に徴収業務を任せていよいのか。

**國民健康保険税の
引き上げについて**

中谷議員 新丸亀市の国保税率は合併協議会分科会の調整結果でも丸亀市の税率に統一するの

が妥当とされ、平成十七年度中に国保運営協議会に諮問した上で決めることが合併調整方針であったが、今回の条例改正案は

あったが、今回の条例改正案は旧丸亀市の税率よりも引き上げになっている。なぜこの運営協議会の答申が尊重されないのか。

次に、平成十八年度は税率を見直す時期に来ていたが、旧飯

かる場合もある。ナンバーがなく明らかに廃車と思える場合はその場で判断が可能である。車両の状態により、放置自動車と判断できる期間が異なるので、条例で特に期間は定めていない。

国保税の徴収 嘱託員について

横川議員 国民健康保険特別会計補正予算の徴収費で、保険税徴収嘱託員報酬として三百五十万円を補正しているが、この嘱

託員について、①これまで徴収した件数と金額、②滞納等の徴収は中讀広域事務組合もしているが、嘱託員は本来必要なのか、中讀広域事務組合で対応できな

いのか。③嘱託員の採用は臨時守秘義務などについては、服務規程で遵守誓約書の提出を義務づけている。

本市歳入の根幹である市税等確保の観点から、徴収業務を嘱託員に任せて滞納整理事務を行

わせることは効果があると考えている。

資金は、報酬として基本給の八万円と収納実績に基づく能率給とし、毎月支給、平成十六年度は一人平均で月額二十五万円の支払いである。

生活環境部長 合併協議会では、国保税率の意見統一ができず、平成十七年度は不均一課税とし、算した上で平成十八年度から統一する決定がなされている。市として、国保の厳しい財政状況や旧飯山町の被保険者の税負担の激変緩和、さらに旧綾歌町の税負担の現状維持や合併による住民感情などを考慮し、運営協

上げで、住民の急激な負担の変化が起こらないように配慮しなければいけない。激変緩和の必要性をどう検討したのか。



元気に身体を動かせば気分もそう快です

火災警報器設置の義務付けについて

議会の答申や審議内容ができるだけ尊重し、改正案をまとめた。県の国保広域化等支援基金の活用は、保険料の平準化を支援する貸付事業であり、保険者は翌々年から三ヵ年度をかけて償還する。債務を先送りして三年先の被保険者に負担を求めることは、国保財政運営からも適正でないと考え、国保運営協議会で検討し、今回は見送った。

住宅によっては数個の設置が必要な場合もあるが、使用者負担を考えている。なお、寝たきり等の老人は、日常生活用具給付等事業という福祉施策があり、関係部局と相談して対応したい。



1月8日東由学校で行われた消防出初式

議会の傍聴を

て条例では詳しく具体的に述べていない。どのように考えていいのか。また、独居老人や高齢者は詐欺商法などの被害に遭うこととも考えられるので、きちんと周知が必要で、予防になる。詐欺商法まがいの被害に市民が遭わない手だてとして、この条例だけでは不十分と考えるが、詳しく説明を伺いたい。

販売と同様な手口が予想される。この対策として、来年六月までに再度広報紙、ホームページ等に掲載し、市民に注意を呼びかけたい。さらに、出前講座、消防団、婦人消防クラブの講習会等を利用して周知したい。市内に悪質な訪問販売が発生した場合は、県内消防本部に一斉に事案発生を連絡し、再発防止態勢を取り、自治会やコミュニティを通じて、市民にも再度注意を促していきたい。



本会議を熱心に傍聴する市民のみなさん